



## 国家税务总局による間接的持分譲渡に関する提出資料及び納税規定の明確化

### このアラートで検討している法規

- 「国家税务总局による非居住企業の企業所得税管理における諸問題に関する公告」  
(国家税务总局 2011年第24号公告、以下「24号公告」)、  
2011年3月28日公布、2011年4月1日から施行

### 背景

国家税务总局は24号公告により非居住企業が直接或いは間接的に中国居住企業の持分を譲渡する際の関連問題について明確にした。当該公告では、直接持分譲渡により稼得した持分譲渡所得(即ち、キャピタル・ゲイン)の認識時点、公開証券市場における上場株式売買の意味、及び国外中間持株会社の持分が譲渡される際の実質的税負担等の問題に関して更なる解釈を行った。しかしながら、24号公告では、「どのような状況にあるならば、中国国外の投資者が組織形態及び租税条約を濫用した間接的持分譲渡と見なされるかといった、いくつかの重要な問題に対しては説明していない。

国税函[2009]698号文(以下「698号文」)は、国外における中国居住企業持分の間接譲渡に関する問題について規定している。698号文によると、中国国外の投資者が間接的に中国居住企業の持分を譲渡する場合、関連条件に合致するならば当該中国国外投資者は関連譲渡行為を中国税務機関に報告する義務があると規定している。中国国外投資者が組織形態を濫用し、中国における企業所得税の納税義務を回避しようとする意図がある場合、中国税務機関は経済的実態に基づき当該持分譲渡取引を再認定し、国外中間持株会社の存在を否定する権利を有すると規定している。これらの詳細内容については、[チャイナアラート 2010年第1回](#)及び[中国非居住企業シリーズ第1期](#)(英文のみ)を参照のこと。

24号公告の概要及び我々の分析は以下の通りである。

## 1. 直接持分譲渡において、対価を分割払いする場合に、どの時点において持分譲渡益を認識するか？

24号公告によると、非居住企業が直接、中国居住企業の持分を譲渡する際に、持分譲渡契約書或いは協議書に分割払いを採用すると約定した場合において、契約或いは協議書が発効し、且つ株主変更手続が完了した時点で収益を認識する。

しかし、24号公告では、「株主変更手続完了時」について明確に定義していない。商務部門或いは授権された地方の関連部門が持分譲渡取引を承認した時点であるという解釈もあるが、実務においては主管税務機関へ確認すべきである。

## 2. 698号文第1条に規定している「公開証券市場における中国居住企業の株式売買」とは何か？

698号文第1条で規定している「持分譲渡所得」とは、非居住企業が中国居住企業の持分の譲渡（公開証券市場において売買されている中国居住企業の株式は除外）から得られた所得であると規定している。

24号公告では、上述の698号文で除外されている持分譲渡とは、株式売買の対象、数量及び価格が取引当事者双方の事前の約定に基づいているものではなく、公開証券市場の一般的な取引規則に従い決定される場合の行為を指すと規定している。

即ち、売買双方が直接、事前に契約を締結して公開会社の株券を売買する取引は698号文に規定されている除外対象ではない。そのため、この場合は依然として譲渡益に対して企業所得税を納付する必要がある。しかし、24号公告では、国外で間接的に中国居住企業の持分を譲渡する場合においては、除外に該当する株券は、中国居住企業の株式であるか、それとも国外の中間持株会社の株式であるか、或いは、両方の会社の株式を指すのか明確にしていない。

## 3. 698号文第5条、第6条及び第8条でいう「中国国外投資者（実質的支配者）」をどのように理解するか？

698号文の第5条、第6条及び第8条は関連条件に合致する場合、中国国外投資者（実質的支配者）が間接的に中国居住企業の持分を譲渡する際に、その譲渡取引を中国税務当局へ報告する義務があると規定している。中国国外投資者（実質的支配者）が組織形態を濫用して間接的に中国居住企業の持分譲渡を行い、かつ合理的な商業目的がなく企業所得税の納税義務を回避した企業に対して、主管税務機関は税務総局へ報告し、認可を受けた後、経済的実態に基づき当該持分譲渡取引を再認定し、租税回避目的で利用されている中国国外の中間持株会社の存在を否定することができる。中国国外投資者（実質的支配者）が同時に中国国内及び国外の数社の持株会社の持分を譲渡する場合、譲渡された中国居住企業はこれらすべての譲渡契約書及び当該企業の譲渡に関するサブ契約書を主管税務機関に提出しなければならない。当該企業に関するサブ契約書がない場合、譲渡される中国居住企業は主管税務機関に取引全体において譲渡される各持株会社の詳細資料を提出し、譲渡された中国居住企業の譲渡価格を正確に識別しなければならない。

24号公告によると、上記の規定における「中国国外投資者（実質的支配者）」とは、中国居住企業の持分を間接的に譲渡する全ての国外投資者を意味する。言い換えれば、中国居住企業に対して実質的な支配権を持っている国外投資者のみならず、たとえ少数の中国居住企業の持分を間接的に持っている非居住企業でも、698号文の規定が適用される。

#### 4. 689 号文第 5 条でいう「実際税負担」及び「所得税を課税しない」とはどういう意味か？

698 号文第 5 条によると、中国国外投資者（実質的支配者）が間接的に中国居住企業の持分を譲渡する際、譲渡される中国国外の中間持株会社の所在国（地域）における実際税負担が 12.5%より低い、或いはその居住者の国外源泉所得に対して「所得税を課税しない」場合、持分譲渡契約の締結日から 30 日以内に、譲渡される中国居住企業の所在地の主管税務機関へ当該譲渡取引を報告しなければならない。

24 号公告では、「実際税負担」とは、キャピタル・ゲインに対する実際の税負担と定義している。即ち、ここでいう「実際税負担」は、中国国外投資者（実質的支配者）の全体の所得に対する税負担ではなく、その外国持株会社の持分譲渡により稼得したキャピタル・ゲインのみに関連した実際の税負担を指す。

また、24 号公告では、国外源泉所得に対して「所得税を課税しない」とは、キャピタル・ゲインに対して所得税を課税しないことを指すと規定している。即ち、ここでいう国外源泉所得に対して「所得税を課税しない」というのは、中国国外投資者（実質的支配者）が取得したキャピタル・ゲイン以外の国外源泉所得に対しては適用されない。

#### 5. 2 社以上の中国国外投資者が同時に間接的に中国居住企業の持分を譲渡する場合はどのように処理するか？

24 号公告によると、2 社以上の中国国外投資者が同時に中国居住企業の持分を間接的に譲渡する場合、そのうちの 1 社が 698 号文第 5 条の規定に従い、持分を譲渡される中国居住企業の所在地の主管税務機関に資料を提出することができる。当該条項は、複数の非居住投資者がある場合に、そのうちの 1 社が他の中国国外投資者を代表して税務機関に対する報告義務を履行し、関連資料を提出することができることを意味している。

#### 6. 中国国外投資者が同時に異なる省（市）に所在する 2 社以上の中国居住企業の持分を間接的に譲渡する場合にどのように処理するか？

24 号公告によると、中国国外投資者が同時に異なる省（市）に所在する 2 社以上の中国居住企業の持分を間接的に譲渡する場合、そのうち 1 社の中国居住企業の所在地の主管税務機関のみに、698 号文の規定に従い資料を提出することができる。当該主管税務機関の所在省（市）の税務機関は、その他の省（市）の税務機関と協議して課税するかどうかを決定し、国家税務総局に報告する。課税と決定された場合、各中国居住者企業の所在地の主管税務機関にそれぞれ税金を納付しなければならない。

5 番目と 6 番目の問題で検討している規定を合わせて見れば、2 社以上の中国国外投資者が同時に 2 社以上の中国居住企業の持分を譲渡する場合、そのうちの 1 社の中国国外投資者が 1 社の中国居住企業の主管税務機関へ報告手続を行えば良いことになる。

### KPMG の所見

24 号公告は、698 号文が規定している報告義務及び税金納付の執行上の問題のみについて言及している。当該公告では、上場会社の株券売買による持分譲渡及び、中国国外投資者による間接持分譲渡に関する中国税務機関への報告義務における「実際税負担」という概念に対して更なる明確な解釈を行った。また、当該公告は、2 社以上の中国国外投資者或いは 2 社以上の中国居住企業に関わる場合の報告手続を簡略化したと言える。

しかし、24 号公告では、一部の重要な問題（例えば、どのような行為が組織形態の乱用になるか、合理的な商業目的とは何か）に関して解釈をしていない。

また、24号公告では租税条約の間接譲渡に対する影響について言及していない。例えば、中国国外投資者の所在国と中国の間で租税条約を締結しており、当該投資者が居住国以外の中間持株会社の持分を譲渡することにより、間接的に中国居住企業の持分を譲渡する際に、中国税務機関がその中間持株会社の存在を否定した場合、中国と中国国外投資者の所在国との間の租税条約におけるキャピタル・ゲインに関する条項の適用を認めるかに関しては、まだ不明確である。

また、中国非居住企業が698号文の規定に従い、その間接持分譲渡に対して中国で企業所得税を納付した場合に、その居住国で外国税額控除が適用できるかどうかも考慮すべき問題である。従って、非居住企業が698号文に従い中国での納税義務を履行する前に、その居住国の税務当局に意見を求める必要がある。なお、国家税務总局は将来、また通達を公布して698号文の執行における根本的な問題に対して更に明確にする可能性がある。

# Contact us

## **Khoonming Ho**

Partner in Charge, Tax  
China and Hong Kong SAR  
Tel. +86 (10) 8508 7082  
khoonming.ho@kpmg.com

## **Beijing/Shenyang**

### **David Ling**

Partner in Charge, Tax  
Northern China  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

## **Qingdao**

### **Vincent Pang**

Tel. +86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

## **Shanghai/Nanjing**

### **Lewis Lu**

Partner in Charge, Tax  
Central China  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

## **Hangzhou**

### **Martin Ng**

Tel. +86 (571) 2803 8081  
martin.ng@kpmg.com

## **Chengdu**

### **Anthony Chau**

Tel. +86 (28) 8673 3916  
anthony.chau@kpmg.com

## **Guangzhou**

### **Lilly Li**

Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

## **Fuzhou/Xiamen**

### **Jean Jin Li**

Tel. +86 (592) 2150 888  
jean.j.li@kpmg.com

## **Shenzhen**

### **Eileen Sun**

Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

## **Hong Kong**

### **Karmen Yeung**

Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com

## **Northern China**

### **David Ling**

Partner in Charge, Tax  
Northern China  
Tel. +86 (10) 8508 7083  
david.ling@kpmg.com

### **Vaughn Barber**

Tel. +86 (10) 8508 7071  
vaughn.barber@kpmg.com

### **Roger Di**

Tel. +86 (10) 8508 7512  
roger.di@kpmg.com

### **John Gu**

Tel. +86 (10) 8508 7095  
john.gu@kpmg.com

### **Jonathan Jia**

Tel. +86 (10) 8508 7517  
jonathan.jia@kpmg.com

### **Paul Ma**

Tel. +86 (10) 8508 7076  
paul.ma@kpmg.com

### **Vincent Pang**

Tel. +86 (10) 8508 7516  
+86 (532) 8907 1728  
vincent.pang@kpmg.com

### **Michael Wong**

Tel. +86 (10) 8508 7085  
michael.wong@kpmg.com

### **Irene Yan**

Tel. +86 (10) 8508 7508  
irene.yan@kpmg.com

### **Tracy Zhang**

Tel. +86 (10) 8508 7509  
tracy.h.zhang@kpmg.com

### **Abe Zhao**

Tel. +86 (10) 8508 7096  
abe.zhao@kpmg.com

### **Catherine Zhao**

Tel. +86 (10) 8508 7515  
catherine.zhao@kpmg.com

## **Central China**

### **Lewis Lu**

Partner in Charge, Tax  
Central China  
Tel. +86 (21) 2212 3421  
lewis.lu@kpmg.com

### **Anthony Chau**

Tel. +86 (21) 2212 3206  
+86 (28) 8673 3916  
anthony.chau@kpmg.com

### **Cheng Chi**

Tel. +86 (21) 2212 3433  
cheng.chi@kpmg.com

### **Dawn Foo**

Tel. +86 (21) 2212 3412  
dawn.foo@kpmg.com

## **Chris Ho**

Tel. +86 (21) 2212 3406  
chris.ho@kpmg.com

### **Sunny Leung**

Tel. +86 (21) 2212 3488  
sunny.leung@kpmg.com

### **Martin Ng**

Tel. +86 (21) 2212 2881  
+86 (571) 2803 8081  
martin.ng@kpmg.com

### **Yasuhiko Otani**

Tel. +86 (21) 2212 3360  
yasuhiko.otani@kpmg.com

### **Jennifer Weng**

Tel. +86 (21) 2212 3431  
jennifer.weng@kpmg.com

### **Lachlan Wolfers**

Tel. +86 (21) 2212 3515  
lachlan.wolfers@kpmg.com

### **Grace Xie**

Tel. +86 (21) 2212 3422  
grace.xie@kpmg.com

### **Zichong Xu**

Tel. +86 (21) 2212 3404  
zichong.xu@kpmg.com

### **William Zhang**

Tel. +86 (21) 2212 3415  
william.zhang@kpmg.com

### **David Huang**

Tel. +86 (21) 2212 3605  
david.huang@kpmg.com

### **Amy Rao**

Tel. +86 (21) 2212 3208  
amy.rao@kpmg.com

### **Leonard Zhang**

Tel. +86 (21) 2212 3350  
leonard.zhang@kpmg.com

## **Southern China**

### **Eileen Sun**

Partner in Charge, Tax  
Southern China  
Tel. +86 (755) 2547 1188  
eileen.gh.sun@kpmg.com

### **Jean Jin Li**

Tel. +86 (755) 2547 1128  
+86 (592) 2150 888  
jean.j.li@kpmg.com

### **Jean Ngan Li**

Tel. +86 (755) 2547 1198  
jean.li@kpmg.com

### **Lilly Li**

Tel. +86 (20) 3813 8999  
lilly.li@kpmg.com

### **Kelly Liao**

Tel. +86 (20) 3813 8668  
kelly.liao@kpmg.com

### **Angie Ho**

Tel. +86 (755) 2547 1276  
angie.ho@kpmg.com

## **Hong Kong**

### **Ayesha M. Lau**

Partner in Charge, Tax  
Hong Kong SAR  
Tel. +852 2826 7165  
ayesha.lau@kpmg.com

### **Chris Abbiss**

Tel. +852 2826 7226  
chris.abbiss@kpmg.com

### **Darren Bowdern**

Tel. +852 2826 7166  
darren.bowdern@kpmg.com

### **Alex Capri**

Tel. +852 2826 7223  
alex.capri@kpmg.com

### **Barbara Forrest**

Tel. +852 2978 8941  
barbara.forrest@kpmg.com

### **Ken Harvey**

Tel. +852 2685 7806  
ken.harvey@kpmg.com

### **Nigel Hobler**

Tel. +852 2143 8784  
nigel.hobler@kpmg.com

### **Charles Kinsley**

Tel. +852 2826 8070  
charles.kinsley@kpmg.com

### **John Kondos**

Tel. +852 2685 7457  
john.kondos@kpmg.com

### **Curtis Ng**

Tel. +852 2143 8709  
curtis.ng@kpmg.com

### **Kari Pahlman**

Tel. +852 2143 8777  
kari.pahlman@kpmg.com

### **John Timpany**

Tel. +852 2143 8790  
john.timpany@kpmg.com

### **Jennifer Wong**

Tel. +852 2978 8288  
jennifer.wong@kpmg.com

### **Christopher Xing**

Tel. +852 2978 8965  
christopher.xing@kpmg.com

### **Karmen Yeung**

Tel. +852 2143 8753  
karmen.yeung@kpmg.com